

## 長久手市障害者雇用促進企業等登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長久手市障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号に定める障害者雇用促進企業及び同条第3号に定める障害者就労施設等の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 障害者雇用促進企業の登録を希望しようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書（様式第1号）に、障がい者雇用状況計算書（様式第2号）を添えて、市長に申請するものとする。

2 障害者就労施設等の登録を希望しようとする者は、障害者就労施設等登録申請書（様式第3号）により市長に申請するものとする。

(登録)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、障害者雇用促進企業に該当すると認めるときは、障害者雇用促進企業名簿（様式第4号）に登録するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、要綱第2条第1項第3号の障害者就労施設等に該当することを確認し、障害者就労施設等名簿（様式第5号）に登録するものとする。

3 市長は、第1項又は前項の規定により登録することを決定したときは、障害者雇用促進企業登録決定通知書（様式第6号）又は障害者就労施設等登録決定通知書（様式第7号）により、その旨を通知するものとする。

(名簿の公表)

第4条 前条第1項により作成された障害者雇用促進企業名簿（様式第4号）及び前条第2項により作成された障害者就労施設等名簿（様式第5号）は、市ホームページに公表するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録日から長久手市が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格の有効期間の終期までとする。

(障がい者雇用状況の報告)

第6条 障害者雇用促進企業の登録を受けた者は、4月1日及び9月1日を基準日として、当該月の10日までに、障がい者雇用状況報告書（様式第8号）に障がい者雇用状況計算書（様式第2号）を添えて、市長に報告しなければならない。

(変更及び廃止の届出)

第7条 障害者雇用促進企業名簿に登録された者又は障害者就労施設等名簿に登録された者(以下「登録者」という。)が、次のいずれかに該当するにいたった場合は、障害者雇用促進企業登録事項変更届(様式第9号)又は障害者就労施設等登録事項変更届(様式第10号)により、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 所在地の変更
- (2) 名称の変更
- (3) 代表者氏名の変更
- (4) 取扱品目等の変更

2 登録者が、次のいずれかに該当するにいたった場合は、障害者雇用促進企業登録廃止届(様式第11号)又は障害者就労施設等登録廃止届(様式第12号)により、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 障害者雇用促進企業又は障害者就労施設等の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 営業を休止又は廃止したとき。
- (3) その他登録を廃止しようとするとき。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者が、次のいずれかに該当するにいたった場合は、当該登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 障害者雇用促進企業又は障害者就労施設等の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 営業を休止又は廃止したとき。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。